

○座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、座間市立の福祉の増進及び青少年の健全育成に資する総合的な施設（以下「施設」という。）の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 福祉の増進及び青少年の健全育成に資する総合的な施設として、次のとおり施設を設置する。

名称	位置
サニープレイス座間	座間市緑ヶ丘一丁目2番1号

（休館日）

第3条 施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第4条 施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の承認）

第5条 施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的とする催し等を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、施設の管理上必要と認める範囲内で、第1項の承認に条件を付することができる。

（使用料）

第6条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 利用の申込みに虚偽又は不正があったとき。
- (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第5条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(物品販売等の禁止)

第9条 何人も、施設において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(座間市立総合福祉センター条例の廃止)

2 座間市立総合福祉センター条例(平成12年座間市条例第34号)は、廃止する。

(座間市立青少年センター条例の廃止)

3 座間市立青少年センター条例(平成9年座間市条例第1号)は、廃止する。

(準備行為)

4 この条例による利用の承認その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

5 この条例施行の際、現に受理されている座間市立青少年センターの利用の申込みに係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

区分		単位	使用料
1階	会議室	1時間	170円
	活動室A	1時間	350円
	活動室B	1時間	180円
	活動室C	1時間	180円
	音楽室	1時間	120円
	和室	1時間	150円
3階	多目的室	1時間	1,260円
	講師控室	1時間	70円
	会議室A	1時間	150円
	会議室B	1時間	220円
	研修室	1時間	380円

備考 1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。